

関東信越税理士会 熊谷支部5月例会次第

日時 令和1年5月10日(金)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|---------------|---|--------------|
| (1) 4月 9日(火) | 研修・例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 4月 9日(火) | 女性部会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 4月24日(水) | 研修部会 | 於 | 支部事務局 |
| (4) 4月24日(水) | 税対部会 | 於 | コミュニティセンター |
| (5) 4月25日(木) | 総務部会 | 於 | 支部事務局 |
| (6) 4月26日(金) | 広報部会 | 於 | 支部事務局 |
| (7) 4月26日(金) | 社会保険労務士会通常総会 | 於 | マロウドイン熊谷 |
| (8) 4月26日(金) | 司法書士会熊谷支部定期総会 | 於 | キングアンバサダーホテル |
| (9) 5月 7日(火) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (10) 5月 7日(火) | 正副支部長・地域長会 | 於 | 支部事務局 |
| (11) 5月 7日(火) | 熊谷法人会深谷支部報告会 | 於 | 新楽 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 例会・署との協議会

日時 5月10日(金)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 研修会

日時 5月10日(金)午前10時45分～12時30分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 民法改正(相続法)遺留分を中心に

講師 弁護士 林 和芳先生

(3) 支部監事監査会

日時 5月10日(金)午後3時00分～

場所 支部事務局

(4) 支部予算編成会議

日時 5月10日(金)午後4時00分～

場所 支部事務局

(5) 顧問相談役会

日時 5月10日(金)午後5時30分～

場所 木曾路 熊谷店

(6) 大里地区租税教育推進協議会定期総会

日時 5月20日(月)午後2時00分～

場所 埼玉県産業技術総合センター北部研究所 3階講堂

(7) 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会定期総会

日時 5月22日(水)午前11時00分～

場所 熊谷市立商工会館 2階大ホール

(8) 熊谷法人会第7回定時総会

日時 5月22日(水)午後3時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(9) 支部第1回理事会

日時 5月23日(木)午後3時00分～

場所 日本政策金融公庫

(10) 熊谷商工会議所表彰式

日時 5月27日(月)午後3時00分

場所 ホテルガーデンパレス

(11) 熊谷税務署との協議会

日時 5月31日(金)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

(12) 正副支部長・地域長会議

日時 5月31日(金)午後4時45分～
場所 支部事務局

(13) 総務部・福祉共済部合同部会

日時 6月20日(木)正午～
場所 ホテルガーデンパレス

(14) 熊谷間税会定期総会

日時 6月21日(金)午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

(15) 大里地域税政協議会定期総会

日時 6月21日(金)午後4時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

提携企業 朝日生命・エヌエヌ生命・セキスイハウス・(株)ストライク

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転入

栗林昭人(平成31年4月10日 大宮支部より転入)

〒360-0013 熊谷市中西2-6-4

TEL 522-1903 FAX 522-1901

事務所名称変更

嶋田洋一税理士事務所→栗林昭人税理士事務所

法人変更

辻・本郷税理士法人熊谷事務所

〒360-0037 熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル

TEL 599-3071 FAX 599-3072

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 6月20日(木) 午後1時20分～3時00分 例会・総会提出議案説明

午後3時00分～3時20分 署との協議会

午後3時30分～5時15分 第39回定期総会

バス 午後12時40分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 8月8日(木)午後2時00分～4時00分

内容 税政改正

講師 本庄支部 松本純一先生

単位 2単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(令和1年5月10日現在)

8月例会	8月	8日(木)	午後	4時00分～
9月例会	9月	9日(月)	午前	9時30分～
10月例会	10月	7日(月)	午前	9時30分～
11月例会	11月	7日(木)	午前	10時30分～
12月例会	12月	5日(木)	午後	4時00分～
1月例会	1月	14日(火)	午前	9時30分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域5月例会

令和1年5月10日(金)

(会務報告)

平成31年4月10日(水) あんしん財団 推進協議会
15:30～ 清水園

平成31年4月15日(月) 第1回常務理事会・地域長会
大同生命との協議会
11:00～ ロイヤルパインズホテル浦和

平成31年4月22日(月) 日本生命VIP代理店推進協議会
15:30～ 清水園

(会務予定)

令和1年5月15日(水) 朝日生命VIP代理店推進協議会
15:30～ 清水園

(地域業務推進会議の予定)

令和1年6月10日(月) 大同生命「県北4地域業務推進会議」
16:30～ キングアンバサダーホテル熊谷

令和1年7月4日(木) 朝日生命 熊谷地域業務推進会議
17:00～ いづみ寿司

(提携企業インフォメーション)

朝日生命・エヌエヌ生命・日本生命・積水ハウス・ストライク

以上

平成31年5月吉日

熊谷地域組合員 各位

埼玉県税理士協同組合
熊谷地域長 山崎 浩成

埼玉県税理士協同組合 県北4地域合同
大同生命「地域業務推進会議」の開催について（案内）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平成30年度は埼玉協の大きな収益事業の一つであります福祉共済事業（大同生命『総合事業保障プラン』）の推進に多大なご協力を賜り誠にありがとうございました。

さて、今年度も県北4地域合同で地域推進会議を下記の通り開催することとなりました。

なお、この地域推進会議は埼玉協福祉共済事業について広く知っていただくために開催しておりますので、大同生命の代理店以外の先生方にも多数ご出席賜りたいと考えております。

昨年度に引き続き今年度も、関東信越税協連共済会にて“全ては関与先の繁栄のために”をスローガンに福祉共済事業に取り組む方針です。

ご多用中とは存じますが、お一人でも多くの組合員の参加を是非ともお願い申し上げます。

敬具

記

日時： 平成31年6月10日（月） 午後4時30分より

場所： キング・アンバサダー・ホテル熊谷（JR熊谷駅 徒歩10分）

埼玉県熊谷市筑波1-99-1

Tel . 048-501-0077

内容：（1）埼玉県税理士協同組合の推進施策と推進状況

（2）税理士事務所の保険推進事例紹介

（3）『総合事業保障プラン』の商品内容 他

* 会議終了後に懇親会（無料）を開催致します。

* 認定研修1時間に算入されます。

* その他ご不明な点は、地域長または事務局あてご照会ください。

以上

お手数ながら、5月27日（月曜日）までに出席のご回答をFAXにて連絡ください。

大同生命 事務局行（FAX 048-642-7862）

地域推進会議 出 席 欠 席

懇 親 会 出 席 欠 席

氏 名 _____

令和元年5月10日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺 山 智 久
副支部長 福 島 泰 彦
地域長 山 崎 浩 成
研修部長 中 村 武 司

税理士会36時間規定研修 令和元年度支部研修会のご案内

拝啓 新緑が眼にまぶしい季節となりました今日このごろですが会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和元年8月8日(木) 午後2時00分～4時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「令和元年度税制改正」
講師 本庄支部 松本純一先生
対象 税理士会会員及び職員
バス 午後1時30分に下記の2カ所よりバスが発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 2単位

7月26日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和元年8月8日の支部研修会出席人数は

.....

会員	名	事務所職員	名	合計	名
----	---	-------	---	----	---

.....

会員事務所名

書面添付制度における質問・要望事項

令和元年 6 月末期限

熊谷支部事務局 fax048-521-9612

1. 書面添付制度について

2. 添付書面の記載内容について

3. 意見聴取について

令和元年5月10日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 寺山 智久

副支部長 神田 福男

税対部長 長谷部好一

確定申告期税務支援事業アンケート結果報告

税理士会熊谷支部会員の皆様方におかれましては日頃から支部活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。確定申告期の税務支援事業に関するアンケートの結果をご報告いたします。

◎アンケート期間 平成31年3月18日～3月29日

◎回収件数/熊谷支部会員総数 31/160 (回収率19%)

1. キララ上柴会場での申告指導について

現状のままでよい 13名 改善すべきである 5名

[主な意見]

- ・署職員は毎日2名常駐してもらいたい。
- ・受付は署職員がやるべき。
- ・マイナンバー確認は時間がかかり署職員の負担が大きい。税理士がマイナンバーを確認できるように検討できないだろうか。
- ・午前午後とも、開始直後の受付がうまくいっていない。開始直後は細かい内容を聞かずに案内してもよいのではないか。
- ・マイナンバーカード、ID・パスワードを持参した納税者について、納税者本人のスマホを利用した e-Tax の指導を担当する人員を配置することにより、税務署が用意する機器台数の制約を受けない対応が可能となる。
- ・納税者の座る場所を、以前のような体面に戻せないだろうか。距離感が薄いがゆえに、立ち入った話をされてしまうと対応が難しい。
- ・相談席と待合席の間に仕切りがあるのはよかった。
- ・一日の受付人数の上限を設定してもいいのでは。

2. 商工会議所・商工会での青色申告指導について

現状のままでよい 10名 改善すべきである 0名

[主な意見]

- ・e-Tax 推進に向けて、税務署・青色申告会・商工会議所と事前に協議を行う必要がある。(熊谷)
- ・担当者がとても勉強熱心で普段から親切に指導しているため改善点はない。(江南)

3. 農業青色申告指導について

現状のままでよい 5名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ・パソコン利用を前提としてほしい (深谷)。
- ・相談件数の少ない会場は統合して実施したほうがいい。(熊谷)
- ・当日のスケジュールが事前に決まっているので良い。(深谷)
- ・農協の会員が支払う会費の多寡により農協の関与度合いが違い、農協がほとんど関与しないがために手間がかかる納税者がいた。(深谷)
- ・「簡易課税の業種区分変更 (第3種→第2種)」「農業収入と農協手数料は税率が異なるため相殺できない」を周知する必要がある。

4. コールセンターの税務相談について

現状のままでよい 4名 改善すべきである 6名

[主な意見]

- ・若い会員にももっと従事してもらいたい。
- ・従事者が限定されている。若い会員にも当番制により割り当ててみてはどうだろうか。
- ・担当者が偏っている。より多くの会員に割り振れないだろうか。
- ・熊谷支部全体としての従事日数を減らす必要がある。
- ・従事者に病気や事故等の緊急事態が発生した時に備えて、当日のバックアップ体制を整えるべき (支部単独ではなく県連レベルで)。
- ・各支部の割り当て日数と従事希望者のバランスが悪い。
- ・コンピューター操作についての相談が多くなっているので、税理士も対応できるようにする必要がある。
- ・納税者は、電話に対応するのが税務署職員だと思い込んでいる。あくまでもコールセンターである旨を明確に周知する必要がある。

5. 金融機関での申告指導について

現状のままでよい 3名 改善すべきである 0名

[主な意見]

- ・手作業ではあるが、時間に余裕があるので現状のままでよい。
- ・相談者が多すぎて休憩時間をほとんど取れなかった。相談日または従事者数を増やさないと対応しきれない。(中央労金)

6. 会員事務所での申告相談について

現状のままでよい 18名 改善すべきである 5名

[主な意見]

- ・会員事務所ではなく、キララ上柴等の会場に行ってもらうようにしてほしい。
- ・事務局等特定の場所を確保し、担当者を割り当てて対応したほうがよい。
- ・必要性・有効性を再考すべき。
- ・譲渡所得の相談があった。受付可能な相談内容を周知してほしい。
- ・市町村の広報誌に相談日・担当税理士・電話番号を掲載するほうがよい。
- ・確定申告期に突然PRするのではなく、常時PRすべき。

7. NOSA I 埼玉での青色申告説明会について

現状のままでよい 1名 改善すべきである 1名

[主な意見]

- ・白色申告者の参加が僅少であり、次年度は規模を縮小すべき。また、収入保険制度説明会と青色申告説明会が混同されてしまっている。

8. その他、税務支援全般に関してのご意見

[主な意見]

- ・消費税は無料相談から外すべき。
- ・従事日数を減らしてほしい。
- ・ICT化の進展等により、税務支援の必要性は益々高まっている。
- ・「ICTを利用した税務支援」といいながら、手書き・電話相談等の旧態依然とした税務支援となっている。思い切って変更すべき。
- ・税理士の高齢化が進んでいるので、年齢制限について検討する余地があるのでは。

熊谷支部会員各位

令和元年5月10日

熊谷支部ゴルフ会

会 長 竹 村 宗 一
幹 事 大 谷 宏 一

熊谷支部ゴルフ会 コンペのご案内

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
6月のコンペの日程が下記の通り決まりましたのでご案内いたします。
奮ってご参加くださいますようお願いいたします。(会員は随時募集中です)

記

日 時 令和元年6月11日 (火)
場 所 岡部チサンカントリークラブ
〒369-0216 深谷市山崎600番地
☎ 048-585-2411
集合時間 AM 8:00
スタート AM 8:30 (岡部コース OUTコース スタート)
会 費 5,000 円 (賞品及びパーティ費として)
プレー代 各自精算お願いします。
競技方法 新ペリア方式 (ハンデ 上限ありません)

※ 参加のご回答は 準備の都合もありますので
5月29日(水) までに支部事務局までお願いいたします。

(そのまま FAX して下さい)

熊谷支部ゴルフ会 行 FAX 048-521-9612

6月11日(火)の ゴルフコンペに

参加

不参加

御芳名

令和元年 5 月 10 日

東松山支部・熊谷支部ソフトボール部員各位

ソフトボール部主将 水野敦史

ソフトボール部員の皆さん、今年もソフトボール部が始動いたします。練習は
5/19(土)から始まります。10/3(木)県連大会までけがをせずに頑張りましょう。
必勝祈願の結成式を以下のとおり開催いたします。

日時 令和元年 6 月 5 日(水) 18:30～

場所 甲子園第二球場

出欠の連絡を 5/17(金)までに熊谷支部事務局へよろしく願いいたします。

FAX 048-521-9612

結成式に 出席 欠席 します

氏名

会務報告

改正税理士法
税理士証票の定期交換について

登録調査部長 一元山 博



税理士証票は税理士登録により交付される。登録後、変更登録(事務所等)証票記載事項の変更や再交付(亡失、損壊等)があれば申請により新証票が交付される。変更登録も再交付もなければ、10年以上も前の証票のままである。しかし、登録時の写真が貼付された証票は本人確認としての適正を欠くため、証票の定期交換が必要であるとして税理士法改正項目とされた。

今回の改正で、税理士法施行規則(財務省令)13条4項(略)会則で定めるところにより、定期的に税理士証票の交換をしなければならぬ(「日税連会則46条の2」(略)証票の交付日から10年を経過したときは、交換を申請しなければならぬ)などの規定が新設された。これにより、変更登録や再交付がなくても証票交付日から10年経過した場合は証票を交換しなければならぬことになった。

ただし、証票交換に関する日税連会則等の諸規則は、平成27年4月1日以後交付の証票から適用される。そこで日税連では、「平成27年3月31日以前に交付の税理士証票の定期交換事務取扱要領」を1月8日の常務理事会で制定し、既に交付した証票(全税理士約7万5000人)も今後10年間で順次交換を進めていくこととした。

今回の改正における新規登録に加えて、変更登録等が日々申請される。その事務に加え、税理士証票の交換を短期間で完了すること、事務が過重となり混乱も伴うことになる。そこで、平成27年3月31日以前に交付された証票の交換については、10年間で完了する計画とし、平成36年度末時点で全ての証票が平成27年4月1日以後交付のものとなることを目標とする。

交換は、証票交付日(登録時点)を登録年月日と同一だが、変更や再交付で新証票となれば、その処理による交付日が記載される。登録事務は、毎月の新規登録に加えて、変更登録等が日々申請される。その事務に加え、税理士証票の交換を短期間で完了すること、事務が過重となり混乱も伴うことになる。そこで、平成27年3月31日以前に交付された証票の交換については、10年間で完了する計画とし、平成36年度末時点で全ての証票が平成27年4月1日以後交付のものとなることを目標とする。

定期交換対象者となった税理士が、変更登録や証票の失に該当した場合、定期交換と税理士証票定期交換申請書を郵送する。日税連では変更登録や再交付により、平成26年度は6652人の証票交付を行った。平成27年以降も同程度の証票交付が見込まれる。つまり、変更や再交付で証票交付があれば、定期交換の予定対象者から外れることとなる。さらに税理士登録抹消者もある。

以上を総合すると、定期交換の通知予定年度は、証票交付日が昭和34年から昭和39年の証票保有者2440人(平成27年1月末現在)を先送りとなる件数が増加し(平成37年度以降に定期交換)、別表の定期交換予定対象者数は減少していくと予想される。そこで、進捗次第では定期交換予定年度は1万3411人となる(別表を参照)。

定期交換対象者となった税理士が、変更登録や証票の失に該当した場合、定期交換と税理士証票定期交換申請書を郵送する。日税連では変更登録や再交付により、平成26年度は6652人の証票交付を行った。平成27年以降も同程度の証票交付が見込まれる。つまり、変更や再交付で証票交付があれば、定期交換の予定対象者から外れることとなる。さらに税理士登録抹消者もある。

【別表】新証票(平成27年4月以降交付)

Form for tax accountant license renewal. Includes fields for name, photo, address, and date. Text: 号 証 票 (初), 生, 写 (登録番号), 真 (税理士事務所又は税理士法人の名称), (税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地), 上記の者は、登録(税理士法施行規則第8条第2款当)を受けたことを証明する。平成27年12月31日, 日本税理士会連合会, 定期交換の基準日となる証票交付日

【別表】税理士証票の定期交換計画

定期交換予定年度	定期交換通知予定人数(平成27年1月末現在)	
	証票交付年	通知人数
平成27年度	昭和34~63年	5,240
平成28年度	平成元~7年	5,715
平成29年度	平成8~12年	5,787
平成30年度	平成13~15年	5,810
平成31年度	平成16~17年	6,022
平成32年度	平成18~19年	7,080
平成33年度	平成20~21年	7,462
平成34年度	平成22~23年	9,167
平成35年度	平成24~25年	13,411
平成36年度	平成26年	8,196

③ 税理士は、定期交換申請書を受け取った翌々月末(例:5月)に受け取った場合は7月末までに、以下の書類を所属税理士会等に提出し、受け取らなければならない(税理士証票の直接提出不可)。5月上旬を予定している。

④ 税理士は、定期交換申請書を受け取った翌々月末(例:5月)に受け取った場合は7月末までに、以下の書類を所属税理士会等に提出し、受け取らなければならない(税理士証票の直接提出不可)。5月上旬を予定している。

⑤ 日税連は、証票を作成し、税理士会に郵送する。⑥ 税理士は、証票を申請者本人に交付する(証票伝達の方法は税理士会に確認のこと)。

① 日税連が、毎月月上旬に対象者を抽出し、定期交換のお知らせと税理士証票定期交換申請書を郵送する。② 定期交換申請書を受け取った税理士は、プレプリント内容及び税理士区分(ⅠⅡ)社員税理士、ロⅡ所属税理士、ハⅡ開業税理士)を確認する。その内容に変更がある場合は、郵送された定期交換申請書は使用せず、速やかに所属税理士会へ変更登録の申請を行う。税理士証票を失又は損壊している場合も、定期交換申請書に替えて税理士証票再交付の申請を行う。

③ 税理士は、定期交換申請書を受け取った翌々月末(例:5月)に受け取った場合は7月末までに、以下の書類を所属税理士会等に提出し、受け取らなければならない(税理士証票の直接提出不可)。5月上旬を予定している。

④ 税理士は、定期交換申請書を受け取った翌々月末(例:5月)に受け取った場合は7月末までに、以下の書類を所属税理士会等に提出し、受け取らなければならない(税理士証票の直接提出不可)。5月上旬を予定している。

参考 税理士証票 定期交換

平成29年度 税理士証票定期交換申請者数

ページ 1/1 ページ
発行日 平成30年04月12日

抽出月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
交換対象者数	23	33	34	53	30	28	32	30	30	45	35	38	411
申請受理件数	21	29	25	50	25	25	24	28	25	39	24	9	324
未受理件数	2	4	9	3	5	3	8	2	5	6	11	29	87
交換割合	91.30%	87.87%	73.52%	94.33%	83.33%	89.28%	75.00%	93.33%	83.33%	86.66%	68.57%	23.68%	78.83%

平成28年度 税理士証票定期交換申請者数

ページ 1/1 ページ
発行日 平成30年04月12日

抽出月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
交換対象者数	46	47	23	33	32	21	33	32	30	21	22	31	371
申請受理件数	46	45	22	32	32	21	28	30	29	18	22	29	354
未受理件数	0	2	1	1	0	0	5	2	1	3	0	2	17
交換割合	100.00%	95.74%	95.65%	96.96%	100.00%	100.00%	84.84%	93.75%	96.66%	85.71%	100.00%	93.54%	95.41%

平成27年度 税理士証票定期交換申請者数

ページ 1/1 ページ
発行日 平成30年04月12日

抽出月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
交換対象者数	0	49	58	46	39	34	46	52	52	45	49	26	496
申請受理件数	0	48	57	46	39	34	46	52	50	45	49	26	492
未受理件数	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4
交換割合	0.00%	97.95%	98.27%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	96.15%	100.00%	100.00%	100.00%	99.19%

税理士職業賠償責任保険

保険の概要

※ この保険は、日本税理士会連合会を保険契約者とし、税理士及び税理士法人を保険加入者とする団体契約です。

※ 個人用保険（対象：開業税理士・所属税理士）と、法人用保険（対象：税理士法人）の2種類あります。税理士会の登録区分によって選択してください。

主契約の内容

税理士または税理士法人が、その資格に基づいて行った業務に起因して保険期間中に日本国内で損害賠償請求を受け（※）、法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害のうち、保険加入者および被保険者のどなたも当該業務を営んだ被害者ではない場合に限り、保険金をお支払いします。

※ 税理士業務を行った（申告書作成提出など）時の保険加入有無は問いません。

（下線部分は2019年7月から追加適用となります）

保険加入者の対象

開業税理士・税理士法人・直接受任業務を行う所属税理士

被保険者

- 保険加入者の開業税理士本人と、業務の補助者たる税理士
- 保険加入者の税理士法人と、社員税理士、使用人である税理士
- 保険加入者の所属税理士本人

加入受付期間と保険期間

初年度の加入受付期間は、毎年6月から3月末日までです。
 保険開始日は、保険料払込日の翌月1日午後4時から、
 保険満期日は、7月1日午後4時です。

2年目以降の加入受付期間は、4月から6月末日までです。
 保険開始日は、7月1日午後4時から、
 保険満期日は、翌年7月1日午後4時です。

主契約保険料は、主契約タイプと事務所の人員数によって決まります。

有料オプション（特約）を追加する場合は、主契約保険料に特約保険料を加算します。

保険料

初年度は、加入月数分を一括払いです。

計算式：年間保険料 × $\frac{\text{加入月数}}{12}$

2年目以降は年間保険料を一括払いとなります。

※（年間保険料）とは、主契約保険料と特約保険料（有料オプション）を合計した1年間の保険料のことです。

有料オプション（特約）を追加しない場合は、1年間の主契約保険料のみです。

加入手続き

申込書「加入依頼書兼払込取扱票」に契約内容を記入・押印のうえ、保険料をゆうちょ銀行（郵便局）からお払込みください。

【別途ご提出書類はございません】

初年度は、上記「郵便局払込方式のみ」の受付となります。

参考 税賠

	<p>団体契約（日本税理士会連合会）につき、個々の銀行振込は 対応 できませんので何卒、ご了承願います。 契約更新時からは保険料口座振替がご利用できます。</p>
<p>引受保険会社 【共同保険】 と 保険約款</p>	<p>(東日本幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 2018年度約款 PDF 2019年7月改訂版約款 PDF</p> <p>(西日本幹事) 東京海上日動火災保険株式会社 2018年度約款 PDF 2019年7月改訂版約款 PDF</p>

有料オプション

<p>事前相談特約</p>	<p>事前税務相談業務担保特約を付帯した場合は、主契約の税務相談 には該当しない事前税務相談業務による過大納付税額（還付不能 税額）・費用損害リスクを補償します。</p>
<p>情報漏洩特約</p>	<p>情報漏えい担保特約を付帯した場合は、「情報の漏えい」または 「情報漏えいのおそれ」による賠償リスク・費用損害リスクを補 償します。</p>

上記内容は、税理士職業賠償責任保険の一部をご説明したものです。

詳細は保険約款・パンフレットをご確認ください。

税賠 連絡先

・パンフレット、事件事例、チェックシートは必要部数をご連絡いただければ
事務局、支部などに弊社から直接送付いたします。

（一定数は確保していますので対応できると考えていますが、万が一在庫
切れの場合はご相談いたします。）

・支部などへの研修は内特命課長へご照会をよろしく願います。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

団体・公務開発部 第二課

内 典子（ウチ フミコ）

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL:03-3349-5402 FAX:03-6388-0161

E-mail : FUchi@sjnk.co.jp <FNakahara@sjnk.co.jp>

日時 令和元年5月10日(金)
9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 2019年度税務職員採用試験について

(総務課)

別添1「2019年度税務職員採用試験要綱」参照

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集いたします。

詳しくは、国税庁や人事院のホームページをご参照ください。

(2) 平成30年分申告所得税及び復興特別所得税に係る延納分の納付について (管理運営部門)

納期限(振替日) 令和元年5月31日(金)

※ 延納期間中は年利1.6%の割合の利子税がかかります。

※ 口座振替の未利用者には、令和元年5月13日(月)に納付書を送付します。

平成30年分申告所得税に係る延納分の納期限は5月31日(金)です。振替納税を利用されている方の振替日も同日になります。

振替納税のお知らせはがきを5月27日(月)に国税局から一括で発送いたしますので、関与先等に対しまして、振替日前の残高確認をあらためてご指導いただきますようお願いいたします。

なお、延納期間中は年利1.6%の割合の利子税がかかります。

また、口座振替を利用されていない方へは、令和元年5月13日(月)に納付書を送付いたします。

(3) 国税関係手続きの簡素化に向けた取組について (個人課税部門)
別添2「平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、源泉徴収票等の
添付が不要となりました」参照

先月に口頭説明させていただきましたが、平成31年度税制改正等において、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、国税関係手続きの簡素化の措置が講じられることとなりましたのでお知らせします。

別添2「平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました」のとおり、平成31年4月1日以降、所得税の確定申告書等を提出する場合に、一定の書類の添付が不要となりましたが、資料中段以降にあります「ご注意ください!!」に記載があるのとおり、源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、確定申告書第二表等に必ず記載するようお願いいたします。

なお、税務署等で申告書を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので必ずお持ちいただくよう、関与先の従業員等から問い合わせがあった場合にはご指導願います。

また、「年末調整で適用を受けた各所得控除の額」と「確定申告で適用を受ける各所得控除の額」が同額である場合には、所得控除の内訳の記載を省略できることとなったことから、確定申告書Bの様式が変更となりましたのでお知らせします。

(4) 法定調書の未提出者等に対する督促について (個人課税部門)

イ 埼玉県下署

文書発送日：令和元年5月29日(水)

回答期限：令和元年6月12日(水)

ロ 新潟・長野県下署

文書発送日：令和元年6月5日(水)

回答期限：令和元年6月19日(水)

ハ 茨城・栃木・群馬県下署

文書発送日：令和元年6月12日（水）

回答期限：令和元年6月26日（水）

法定調書が未提出と思われる方に対して、関東信越国税局文書照会センターから記載の日程で、「平成30年分法定調書等の提出について」の文書を送付いたします。

関与先から先生方に問合せがあった場合には、先生方からご指導いただくか、文書に記載の文書照会センターへ問合せいただくようご協力をお願いします。

- (5) 平成31年（2019年）分の路線価図等の公開予定日について（資産課税部門）
別添3「平成31年（2019年）分の路線価図等の公開予定日について」参照

平成31年（2019年）分の路線価図等の公開は、7月1日（月）11時を予定しておりますのでお知らせします。

添付書類

- 1 「2019年度税務職員採用試験要綱」
- 2 「平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました」
- 3 「平成31年（2019年）分の路線価図等の公開予定日について」

【参考】「改元に伴う納付書の記載例」

5 県税事務所からの連絡事項

○資料『自動車税「納めてプラス！」キャンペーン』参照

2019 年度 税務職員採用試験要綱

- 税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。
- 受験資格
 - 1 平成 31 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 32 年（2020 年）3 月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者
 - 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者
- 試験の程度 高等学校卒業程度
- 申込方法等

【原則】インターネット申込み

 - 次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
 - 受付期間
平成 31 年（2019 年）6 月 17 日（月）午前 9 時～6 月 26 日（水）
[受信有効]

【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参

 - 問合せ先
第 1 次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）
 - 受付期間
平成 31 年（2019 年）6 月 17 日（月）～6 月 19 日（水）
[通信日付印有効]
- 試験日

第 1 次試験日 平成 31 年（2019 年）9 月 1 日（日）
第 2 次試験日 平成 31 年（2019 年）10 月 9 日（水）～10 月 18 日（金）
のいずれか第 1 次試験合格通知書で指定する日時
- 合格者発表日

第 1 次試験合格者 平成 31 年（2019 年）10 月 3 日（木）
最終合格者 平成 31 年（2019 年）11 月 12 日（火）
- 問合せ先
 - インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線 2332 又は 2333
午前 9 時 00 分～午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）
 - 上記以外の問合せ
関東信越国税局人事第二課試験係 TEL：048-600-3111 内線 2097
午前 8 時 30 分～午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、
源泉徴収票等の添付が不要となりました

【添付が不要となる主な書類】

- 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 上場株式配当等の支払通知書
- 特定口座年間取引報告書

ご注意ください！！

- 確定申告書には、
源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、
確定申告書第二表等に必ず記載してください。
- 税務署等で確定申告書を作成する場合には、
源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

確定申告書Bが変わります

- 平成31年度の税制改正において、平成31年（2019年）分以後の確定申告書を提出する際、給与所得者で「年末調整で適用を受けた各所得控除の額」と「確定申告で適用を受ける各所得控除の額」とが同額であるなどの場合には、所得控除の内訳の記載を省略できることとされました。
- 今回の税制改正を踏まえ、確定申告書Bを下記のとおり変更します。

平成31年（2019年）分の確定申告書様式のイメージ

※平成32年（2020年）1月1日以後使用開始予定

住所		個人番号	フリガナ	氏名	性別	生年	生月	生日	配偶者の氏名	配偶者の生年	配偶者の生月	配偶者の生日
(単位は円) 種類												
収入金額等	事業所得	①	000	税金の計算	課税される所得金額	26	000	復興特別所得税額の記入をお忘れなく	所得金額	27		税
	不動産所得	②			上の2に付する税額	28			配当控除	29		
	利子所得	③			特別増徴額	30			災害減免額	31		
	配当所得	④			復興特別所得税額	32			源泉徴収税額	33		
	雑所得	⑤			申告納税額	34			予定納税額	35		
	総合課税	⑥			第3期分納める税額	36	00		第3期分納める税額	37		
	短期	⑦			第3期分納める税額	38			配当者の合計所得金額	39		
	長期	⑧			青色申告特別控除額	40			青色申告特別控除額	41		
	一時	⑨			雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	42			未納付の源泉徴収税額	43		
	合計	⑩			所得から差し引かれる金額	44	0000		所得から差し引かれる金額	45	0000	
所得金額	事業所得	①		勤労学生・障害者控除	46	0000	配偶者特別控除	47	0000			
	不動産所得	②		扶養控除	48	0000	基礎控除	49	0000			
	利子所得	③		10から20までの計	50		雑借控除	51				
	配当所得	④		医療費控除	52		寄附金控除	53				
	雑所得	⑤		合計	54							
	総合課税	⑥										
	短期	⑦										
	長期	⑧										
	一時	⑨										
	合計	⑩										
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑩		「所得から差し引かれる金額」の順番を変更するとともに「⑩から⑳までの計」欄を追加します。								
	小規模企業共済等掛金控除	⑪										
	生命保険料控除	⑫										
	地震保険料控除	⑬										
	寡婦・寡夫控除	⑭	0000									
	勤労学生・障害者控除	⑮	0000									
	配偶者特別控除	⑯	0000									
	扶養控除	⑰	0000									
	基礎控除	⑱	0000									
	10から20までの計	⑲										
雑借控除	⑳											
医療費控除	㉑											
寄附金控除	㉒											
合計	㉓											

※様式はイメージです。実際の様式と異なる場合があります。

(参考) 現行様式 (平成30年分の確定申告書様式)

税務署長 平成 年 月 日 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の 申告書 B FA0124

住所 (又は事業所等) 〒 市 区 町 丁目 番 号		個人番号	フリガナ	
氏名		性別 男 女	職業	階号・符号
生年月日		配偶者の氏名	世帯主との関係	
〒 市 区 町 丁目 番 号		電話番号	自宅・勤務先・携帯	
(単位は円) 種類				
収入金額等	事業等 (7)	課税される所得金額 (6-1)又は(6-3) 上の※に対する税額又は(6-3)の※	26	000
	不動産 (7)	配当控除	28	
	利子 (1)	雑 (29)	29	
	配当 (1)	(特定租税控除等) (住宅ローン控除等)	30	00
	給与 (1)	政党等寄附金等特別控除	31	
	雑 (4)	災害等特別控除	32	
	その他 (7)	引当金等特別控除	33	
	短期 (7)	災引所得税額 (2-1)又は(2-2)	38	
	長期 (3)	災害減免額	39	
	一時 (9)	再及引所得税額 (基本所得税額)	40	
所得金額	事業等 (1)	復興特別所得税額 (※×2.1%)	41	
	不動産 (2)	所得税及び復興特別所得税の合計額 (※+4)	42	
	利子 (4)	外国税額控除	43	
	配当 (5)	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除	44	
	給与 (6)	所得税の申告納税額 (※+4)	45	
	雑 (7)	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (※+4)	46	
	総合課税一時 (※+1) (※+1)×1.2	所得税及び復興特別所得税の第3段階の控除 (4-1)	47	00
	合計 (9)	納付された税額 (4-1)	48	
	雑損控除 (10)	配偶者の合計所得金額	49	
	医療費控除 (11)	専業主婦・専業主夫の合計額	50	
社会保険料控除 (12)	青色申告特別控除額	51		
小規模企業共済等掛金控除 (13)	※+1-1(※+1)×0.05(※+1)×0.05	52		
生命保険料控除 (14)	未届付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除	53		
地震保険料控除 (15)	本年分で差し引く繰越損失額	54		
寄附金控除 (16)	平均課税対象金額	55		
寡婦・寡夫控除 (18)	変動・貸付所得金額	56		
勤労学生・障害者控除 (19)	申告期限までに前付する金額	57	00	
配偶者(特別)控除 (21)	延納届出額	58	000	
扶養控除 (23)				
基礎控除 (24)				
合計 (25)				
署名押印 電話番号		住所 〒 市 区 町 丁目 番 号		
板理士法第30条の書面提出有		板理士法第33条の2の書面提出有		

第一表 (平成三十年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

※平成31年(2019年)分の準確定申告において所得控除の内訳の記載を省略する場合には、②欄に「年末調整で適用を受けた所得控除の合計額」を記載します。

平成31年(2019年)4月
国 税 庁

平成31年(2019年)分の路線価図等の 公開予定日について

平成31年(2019年)分の路線価図等は、7月1日(月)11時に公開することを予定していますのでお知らせいたします。

公開初日から数日間は、アクセス集中により閲覧しにくい状態となることがありますので、あらかじめご了承ください。

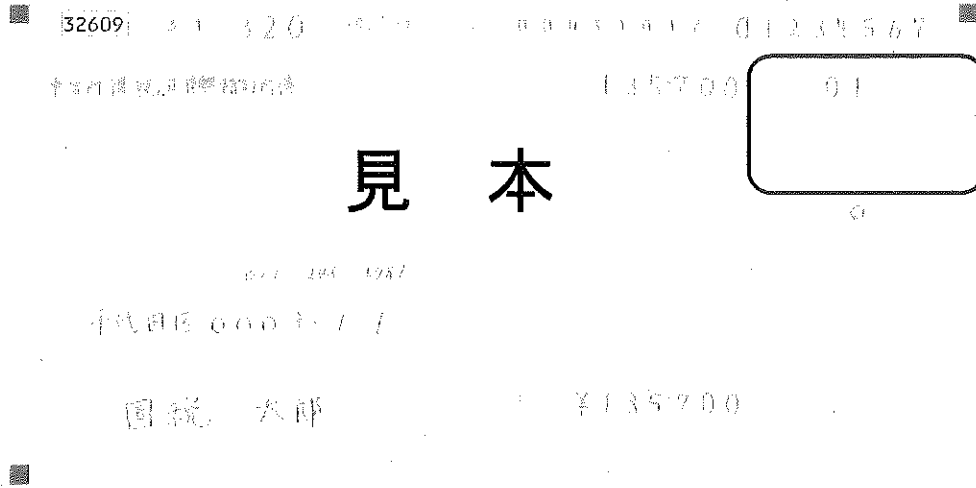
なお、路線価図等の見方等がわからない場合には、「国税に関するご相談について」をご覧くださいの上、最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください(電話相談センターにつながります。)

※ 平成31年の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

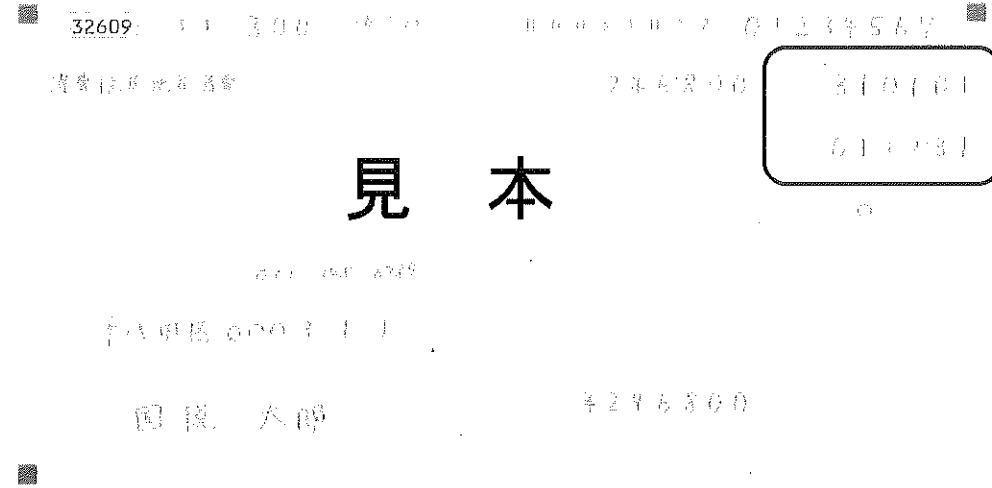
改元に伴う納付書の記載例

○ 下記記載例は、原則的な記載方法を示したものであり、「納期等の区分」欄の「年」については、新元号表記「01」を平成表記「31」と記載しても、ご使用いただけます。

(例1) 申告所得税及び復興特別所得税の新元号元年に係る確定申告分



(例2) 消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間が平成31年1月1日～新元号元年12月31日に係る確定申告分



自動車税「納めてプラス！」キャンペーン

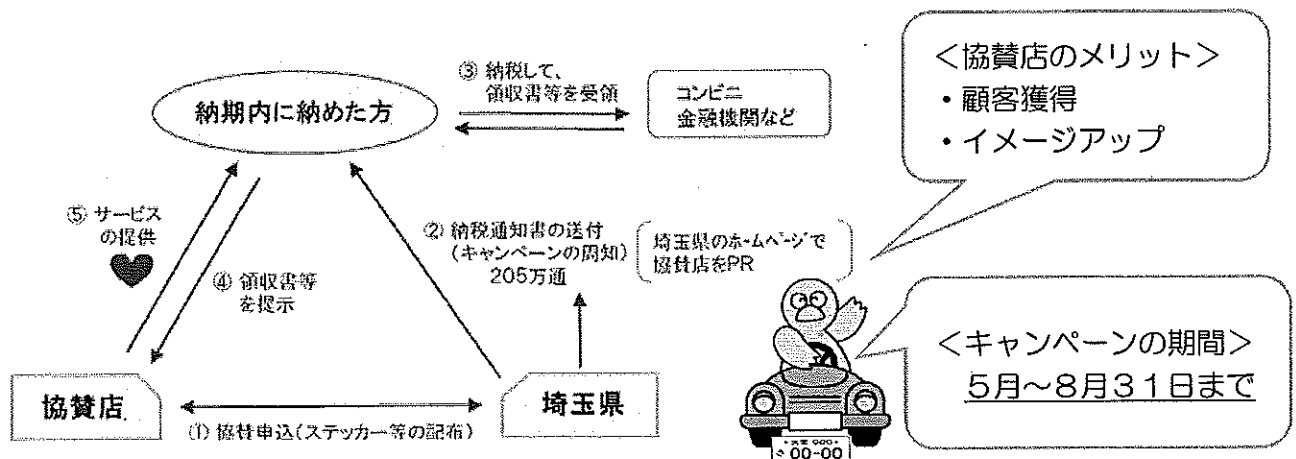
平成29年度から、納期限までに自動車税を納めた方が領収書を協賛店で提示すると割引などの特典が受けられる

自動車税「納めてプラス！」キャンペーンを全国初で実施した。

【協賛店】	平成30年度	18企業	489店舗
	31年度	20企業	524店舗
【納期内納税率】	平成30年度	81.4% (前年比+1.5P)	



1 キャンペーンの仕組み



2 協賛店の費用負担

協賛金は一切かからない。

サービスの提供に伴う経費相当額以外は、費用負担はない。

3 協賛の手続き

- ① 協賛申込書 (A4版1枚) を提出する。
提出先は自動車税事務所 (FAX・郵送・電子メール可)
- ② 県のホームページに、協賛店の名称、所在地、サービスの内容をPRする。
- ③ 領収書の日付が納期限内であることを確認の上、サービスを提供する。
- ④ 協賛店に「ステッカー」「ポスター」を郵送する。
 <サービス (特典) の設定例> ドリンク1杯無料、クーポン進呈 等

自動車税「納めてプラス！」キャンペーン協賛店一覧

平成31年4月19日時点

開始年度	店舗	店舗数	特典内容
30	1 株式会社AOKI	52	領収証書のご提示で商品総額より5%OFF ただし、パバママ応援ショップ等総額割引との併用は不可。
29	2 株式会社イエローハット	37	①車検基本料金 1,000円引き ②1,000円以上のお買い物で5%割引 *一部特価品・法定費用等は対象外です。 *他の割引特典との併用はできません。 ③オイル&ポイントカード(入会金1,080円)を無料発行 【オイル交換工賃無料・ポイント2%還元など特典満載!!便利でお得なカード】
29	3 株式会社イハシエネルギー (サービスステーション)	27	車検の見積もりでBOXティッシュ3箱プレゼント
29	4 株式会社オートバックスセブン	15	店舗ごとにサービスを設定(商品5%割引、タイヤ4本購入で工賃無料など)
29	5 関東愛油株式会社 (サービスステーション)	24	車検の見積もりでBOXティッシュ5箱プレゼント
29	6 コスモ石油販売株式会社 西関東カンパニー (サービスステーション)	21	ガソリン・軽油 2円/ℓ引き
30	7 埼玉縣信用金庫	106	マイカーローン借入れの方へ、全店で先着500名様に浦和レッズフレンチア貯金箱プレゼント
30	8 埼玉トヨペット株式会社	46	オイル交換10%割引
29	9 株式会社埼玉りそな銀行	109	【特典1】 5月24日までに埼玉りそなの「ベイジー」で納税していただいた方の中から抽選で300名様に商品券1,000円をプレゼント 【特典2】 5月31日までに納税して8月30日までに「つみたて商品」を相談していただいた方に「ジッパー付保存パック」をプレゼント(全店で先着1,000名様)
30	10 シェリエグループ	4	【上里カウンター】 ジェラート、ソフトクリーム、スムージー各種50円引き(5人まで) ただし「イチゴ&トマト園」の利用期間は5月末まで 【花園フォレスト】 豆乳ソフトクリーム又は黒糖豆乳ソフトクリーム50円引き(5人まで) ジェラート、ソフトクリーム、スムージー各種50円引き(5人まで)
29	11 車検のコバック	22	エンジンオイル100円/ℓ 省エネオイル200円/ℓ
30	12 全労済	8	ご来店で、全労済公式キャラクター「ピットくん」グッズをプレゼント
30	13 ダンロップタイヤ関東株式会社	8	ダンロップタイヤご購入のお客様 タイヤ購入金額の15%割引 ※サービス品、特売品を除く。他の割引サービスと併用不可。
30	14 日本生命保険相互会社	4	自動車保険保険証券(写)を持参のうえ、ライフプラザで保険の相談をされた方に粗品(絆創膏セット・ふせんセット)を進呈
30	15 道の駅 果樹公園芦ヶ久保	1	うどん作り・そば打ち・陶芸体験5%割引
30	16 株式会社武蔵野銀行	1	インターネットバンキング利用者の中からEjoica500円分を抽選で100名にプレゼント(電子クーポン)
30	17 株式会社ラビット・カーネットワーク (ラビット17号上尾緑丘店)	1	車を査定された方にラビットオリジナルBOXティッシュ3箱プレゼント
31	18 青木信用金庫	36	マイカーローン「カーライフプラン」を新規でお借入れされた方へ食器用洗剤「キュキュット」をプレゼント(全店で先着500名様)
31	19 株式会社日本旅行 大宮支店	1	次の商品を割引 ①赤い風船3%引き ②マッハ5%引き ③ベスト3%引き ただし、Web商品及び他の割引との併用は不可。
31	20 BRIGHT(カーショップ)	1	エンジンオイル10%割引
		524	